



平成18年5月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 な と り  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 名 取 三 郎  
( コード番号 2922 東証第1部 )  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 小 嶋 利 光  
電 話 番 号 0 3 ( 5 3 9 0 ) 8 1 1 1

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第58回定時株主総会に、下記の通り、定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を明確にするため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

会社法第310条及び会社法施行規則第63条第5号の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理人の数を明確にするため、現行定款第15条(議決権の代理行使)を変更するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づきインターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう、第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会を機動的に行うことができるよう、第27条第2項(取締役会の決議方法)及び第28条第2項(取締役会の議事録)を新設するものであります。

会社法第328条第2項の規定に従い、第6章 会計監査人の章を新設するとともに当該規定として第44条(会計監査人の選任方法)及び第45条(会計監査人の任期)を新設するものであります。

会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための

規定を新設するものであります。

会社法第 459 条第 1 項及び第 460 条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆さまへの機動的な利益還元ができるよう、第 47 条(剰余金の処分等の決定機関)を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正をおこなうものであります。

上記各変更に伴う章数及び条数を変更するものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙の通りであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則 [新 設]</p> <p>(公告の方法) 第4条 (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、4,000万株とする。 [新 設]</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 [新 設]</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)  第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u>  2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u>  3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)  第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u>  3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)  第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>実質株主名簿への記載または記録、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り及び買増し、届出の受理その他株式に関する取り扱い及び手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)  第13条 <u>当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日)  第11条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  2 <u>本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u>  第3章 株主総会</p>	<p>(削除)  第3章 株主総会</p>
<p>(株主総会の招集)  第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、<u>臨時株主総会は必要により招集する。</u>    [新 設]</p>	<p>(株主総会の招集)  第14条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、<u>臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。</u>  (定時株主総会の基準日)  第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(招集権者及び議長)  第13条 (条文記載省略)  (決議の方法)  第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。  2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)  第16条 (現行どおり)  (決議の方法)  第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)  第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主に委任しその議決権を行使することができる。  2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録)  第16条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。  [新 設]</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会  (取締役の員数)  第17条 (条文記載省略)  (取締役の選任方法)  第18条 (条文記載省略)  2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数で行う。</u>  3 (条文記載省略)  (取締役の任期)  第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  第20条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u>  2 <u>取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  第21条 (条文記載省略)  (取締役会の招集通知)  第22条 (条文記載省略)  [新 設]</p>	<p>(議決権の代理行使)  第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u>  2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出し<u>なければならない。</u></p> <p>(議事録)  第19条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u>  (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  第20条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をするべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会  (取締役の員数)  第21条 (現行どおり)  (取締役の選任方法)  第22条 (現行どおり)  2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。</u>  3 (現行どおり)  (取締役の任期)  第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u>  2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  第25条 (現行どおり)  (取締役会の招集通知)  第26条 (現行どおり)  2 <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)  第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>(取締役会の議事録)  第24条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>(取締役会規程)  第25条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)  第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)  第27条 当社は、取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役員の員数)  第28条 (条文記載省略)</p> <p>(監査役の選任方法)  第29条 (条文記載省略)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)  第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)  第28条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2 <u>前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(取締役会規程)  第29条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)  第31条 当社は、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役員の員数)  第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)  第33条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)  第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。  [新 設]</p> <p>(常勤の監査役)  第31条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。  (監査役会の招集通知)  第32条 (条文記載省略)  2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。  (監査役会の決議方法)  第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。  (監査役会の議事録)  第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。  (監査役会規程)  第35条 (条文記載省略)  (監査役の報酬及び退職慰労金)  第36条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。  (監査役の責任免除)  第37条 当社は、監査役の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。    [新 設]</p>	<p>(監査役の任期)  第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。  (補欠監査役の選任に係る決議の効力)  第35条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。  (常勤の監査役)  第36条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。  (監査役会の招集通知)  第37条 (現行どおり)  2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。  (監査役会の決議方法)  第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。  (監査役会の議事録)  第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。  (監査役会規程)  第40条 (現行どおり)  (報酬等)  第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。  (監査役の責任免除)  第42条 当社は、監査役(監査役であったものを含む)の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新 設] [新 設]  [新 設]</p> <p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期) 第38条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度の末日をもって決算期とする。</u> [新 設]</p> <p>(利益配当金) 第39条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。 [新 設]</p> <p>(中間配当) 第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第41条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、<u>当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 (条文記載省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任方法) 第43条 <u>会計監査人は株主総会において選任する。</u> (会計監査人の任期) 第44条 <u>会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、<u>当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度) 第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</p> <p>(剰余金の処分等の決定機関) 第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第47条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。  2 前項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当) 第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を<u>基準日として中間配当を</u>することができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第49条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても<u>なお受領されない</u>ときは、<u>当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>